

消 防 危 第 361 号
令和 5 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される
危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について（通知）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 348 号。以下「改正政令」という。）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 83 号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 406 号）の公布について、令和 5 年 12 月 6 日付け消防危第 324 号にて通知したところです。

このうち、蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。）及び改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

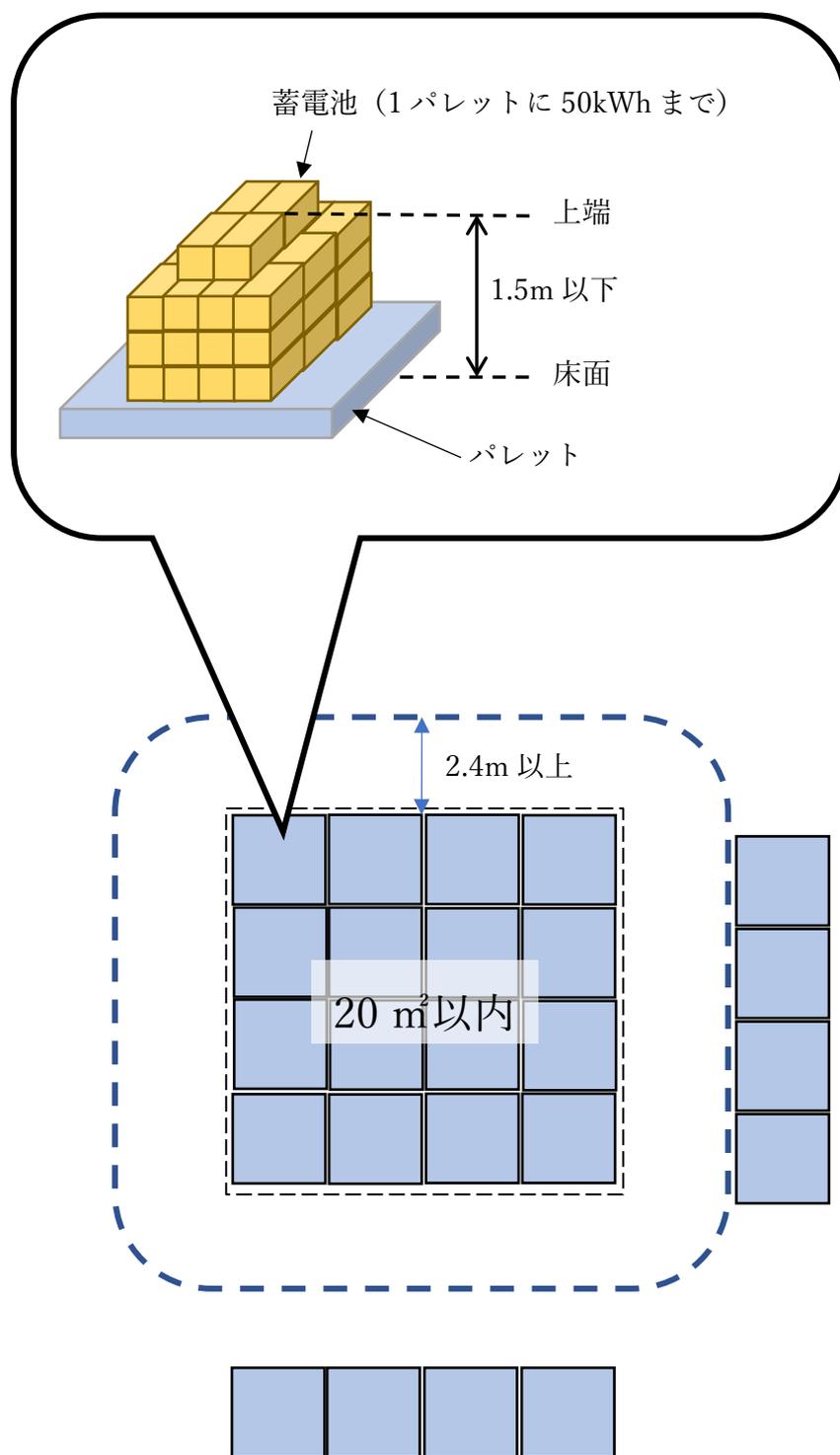
なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

- 1 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例に関する事項
 - (1) 規則第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号に規定する「水が浸透する素材」とは、例えば段ボール箱等が挙げられること。
 - (2) 規則第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ロ及びハのパレットの材質は、樹脂製以外のものを推奨するよう助言されたいこと。
 - (3) 規則第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ハによる貯蔵方法の例は別紙 1 を参考とされたい。
- 2 消火設備の基準に係る特例に関する事項
規則第 35 条の 2 第 3 項の消火設備に係る運用は、別紙 2 によられたいこと。

なお、規則第 35 条の 2 第 3 項の消火設備については、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年 3 月 22 日付け消防危第 24 号）は適用しないものであること。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：北中、瀬濤、日下、渥美
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp



危険物の規制に関する規則第16条の2の8第2項第5号ハの貯蔵方法 (例)

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける
消火設備に係る運用指針

第 1 スプリンクラー設備の基準

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 35 条の 2 第 3 項第 1 号の基準によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

1 開放型スプリンクラーヘッド

防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「施行規則」という。）第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ニ及びホに定める基準の例によること。

2 一斉開放弁又は手動式開放弁

施行規則第 14 条第 1 項第 1 号に定める基準の例によること。

3 放射区域

二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。

4 制御弁

施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める基準の例によること。

5 自動警報装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号に定める基準の例によること。

6 流水検知装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号の 4 及び第 4 号の 5 に定める基準の例によること。

7 呼水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 5 号の基準の例によること。

8 送水口

施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の基準の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。

9 起動装置

(1) 施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に定める基準の例によること。

(2) 自動火災報知設備の感知器の作動により連動して起動させる場合は、一の感知器の作動により起動することがないよう、複数の煙感知器の作動と連動させるか、煙感知器及び炎感知器又は熱感知器による異なる種類の感知器の作動により連動させるものとする。

10 操作回路の配線

施行規則第 14 条第 1 項第 9 号の基準の例によること。

11 配管

施行規則第 14 条第 1 項第 10 号の基準の例によること。

12 加圧送水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 11 号の基準の例によること。

13 貯水槽等

施行規則第 14 条第 1 項第 13 号の基準の例によること。

14 予備動力源

自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次の(1)及び(2)に定めるところによること。ただし、次の(1)に適合する内燃機関で、常用電源が停電したときに速やかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。

(1) 容量は、スプリンクラー設備を有効に 45 分間以上作動させることができるものであること。

(2) 施行規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ（自家発電設備の容量に係る部分を除く。）及びハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）に定める基準の例によること。

第 2 消火器の設置基準

第 4 種及び第 5 種消火設備は、規則第 35 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 3 号の基準によるほか、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 5 における建築物その他の工作物、電気設備及び第 4 類の危険物の消火に適応するものを設置すること。